

横芝光町インターンシップ実施要領

令和7年7月24日

(目的)

第1条 この要領は、横芝光町（以下「町」という。）において学生を受け入れて行う就業体験（以下「インターンシップ」という。）の実施について必要な事項を定め、学生の職業意識の向上及び町政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第2条 インターンシップの参加対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校（以下「教育機関等」という。）の学生又は生徒（以下「学生等」という。）とする。

(実習期間)

第3条 実習期間は、原則として1週間以内の期間とし、受入課等の実情により町が決定するものとする。

(実習時間)

第4条 実施時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、受入課が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、別に定めることができる。

(実習生の受入手続)

第5条 教育機関等の代表者は、学生等が実習を希望するときは、インターンシップ参加申込書（別記第1号様式）により町長に提出するものとする。

2 町は、前項の規定による受入れの申込みがあった時は実習の受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（別記第2号様式）により教育機関等に通知するものとする。

(報酬等)

第6条 町は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第7条 実習生は、町職員としての身分を有しないものとする。

(実習に当たっての実習生の遵守事項)

第8条 実習生は、法令（町の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、町職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 実習中は実習に専念し、実習の目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、実習中に知り得た情報を外部に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、やむを得ない事情により予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ町にその旨を連絡しなければならない。

(誓約)

第9条 実習生は、町に対して誓約書（別記第3号様式）を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第10条 町は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。

(1) 実習生がこの実施要領の遵守事項に従わないとき。

(2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。

(3) 町の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。

(4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(事故責任等)

第11条 教育機関等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 教育機関等の代表者及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって町又は第三者に損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必

要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 2 4 日から施行する。